

第19号議案

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和57年中間市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「自動車駐車場」を「中間市営自動車駐車場」に改める。

第2条第2項中「次の表」を「別表第1」に改め、同項の表を削る。

第4条を次のように改める。

（使用者の資格）

第4条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（1）市内に住所又は勤務場所を有すること。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

第5条の見出しを「（駐車することができる自動車の範囲）」に改め、同条第1項中「を使用する」を「に駐車する」に、「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に規定する自動車のうち次に掲げるもの」を「別表第2区画の種別の欄に掲げる区画の区分に応じ、それぞれ同表自動車の種別の欄及び自動車の大きさの欄に定めるとおり」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する自動車であっても、危険物を積載している自動車又は」を「の規定にかかわらず、」に、「駐車場の使用を許可しない」を「駐車することができない」に改める。

第6条の見出しを「（申請及び使用許可）」に改め、同条第1項中「前条第1項に規定する自動車の所有者で」を「第4条に規定する条件を具備する者であって、」に改め、「ものは」の次に「、市長の定めるところにより駐車場の使用を申請し」を加え、「市長の許可を受けるとともに、許可証を受領し、使用自動車に保管しなければ」を「、市長の許可を受けなければ」に改め、同条第2項中「ときは、」の次に「前項の規定による駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）に」を加え、「付して使用を許可する」を「付する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適當と認めるときは、当該申請をした者に対し、駐車場の使用を許可する。

第6条に次の1項を加える。

4 市長は、使用許可をしたときは、その旨を当該使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し通知するものとする。

第7条中「駐車場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に、「以下「契約」を「第9条において「契約」に改める。

第8条第1項及び第2項を次のように改める。

駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、月額とし、別表第2区画の種別の欄に掲げる区画の区分に応じ、それぞれ同表使用料（月額）の欄に定める額とする。

2 使用料の納期その他の使用料の徴収に関する事項は、市長が別に定める。

第8条第3項中「特に」を「第1項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において」に、「認めた場合」を「認めるとき」に、「の全部又は一部を減免する」を「を減額し、

又は免除する」に改める。

第9条第1項中「、公用又は管理上必要が生じた場合のほか」を削り、同項第3号中「第6条第2項の規定による許可の」を「第6条第3項に規定する」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公用上又は駐車場の管理上必要があると認めるとき。

第9条第2項及び第3項を削る。

第11条中「条例で」を「条例に」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「破損した」を「損傷した」に改め、同条第3項中「破損」を「損傷」に、「責め」を「責任」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(禁止行為)

第10条 駐車場の使用に当たり、使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 危険物を持ち込み、又は危険物を積載している自動車を駐車する行為

(2) 他の使用者の駐車場の使用を妨げる行為

(3) 駐車場、自動車その他の物件を損傷し、又はそのおそれのある行為

(4) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の物を駐車場内に捨てる行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼし、又はそのおそれのある行為

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
中間市営大根土駐車場	中間市中央四丁目4425番地245外
中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条、第8条関係）

区画の種別	自動車の種別	自動車の大きさ	使用料 (月額)
普通自動車・小型自動車 駐車区画	普通自動車 小型自動車 軽自動車	全長5.5メートル以下 全幅2.0メートル以下	3,300円
軽自動車駐車区画	軽自動車	全長3.4メートル以下 全幅1.48メートル以下	2,750円

備考

- この表において「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下この表において「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車をい

う。

- 2 この表において「小型自動車」とは、省令別表第1に掲げる小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）をいう。
- 3 この表において「軽自動車」とは、省令別表第1に掲げる軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

中間市営自動車駐車場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前						
(目的) 第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、 <u>中間市営自動車駐車場</u> （以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、 <u>自動車駐車場</u> （以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関する必要な事項を定めることを目的とする。						
(設置並びに名称及び位置) 第2条 (略) 2 駐車場の名称及び位置は、 <u>別表第1</u> のとおりとする。	(設置並びに名称及び位置) 第2条 (略) 2 駐車場の名称及び位置は、 <u>次の表</u> のとおりとする。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間市営大根土駐車場</td><td>中間市中央四丁目4425番地245外</td></tr> <tr> <td>中間市営昭和町駐車場</td><td>中間市長津一丁目7065番地9</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	中間市営大根土駐車場	中間市中央四丁目4425番地245外	中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9
名称	位置						
中間市営大根土駐車場	中間市中央四丁目4425番地245外						
中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9						
(使用者の資格) 第4条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) 市内に住所又は勤務場所を有すること。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。	(供用の範囲) 第4条 駐車場は、一般公共の用には供さない。						
(駐車することができる自動車の範囲) 第5条 駐車場に駐車することができる自動車の範囲は、 <u>別表第2</u> 区画の種別の欄に掲げる区画の区分に応じ、それぞれ同表自動車の種	(使用自動車の範囲) 第5条 駐車場を使用することができる自動車の範囲は、 <u>道路運送車両法</u> （昭和26年法律第185号）第3条及び <u>道路運送車両法施行規則</u>						

別の欄及び自動車の大きさの欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が駐車場の管理上不適当と認めた自動車については、駐車することができない。

(申請及び使用許可)

第6条 第4条に規定する条件を具備する者であって、駐車場を使用しようとするものは、市長の定めるところにより駐車場の使用を申請し、あらかじめ、市長の許可を受けなければならぬ。

2 市長は、前項の規定による申請の内容を審査し、適当と認めるとときは、当該申請をした者に対し、駐車場の使用を許可する。

3 市長は、駐車場の管理に必要があると認めるときは、前項の規定による駐車場の使用の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

4 市長は、使用許可をしたときは、その旨を当該使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 使用者は、市と駐車場の使用に係る賃貸借契約（第9条において「契約」という。）を締結するものとする。

(昭和26年運輸省令第74号) 第2条に規定する自動車のうち次に掲げるるものとする。

(1) 小型自動車（長さ4.7メートル、幅1.7メートルを超える貨物自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。）

(2) 軽自動車（二輪自動車を除く。）

2 前項に規定する自動車であっても、危険物を積載している自動車又は市長が駐車場の管理上不適当と認めた自動車については、駐車場の使用を許可しない。

(使用許可)

第6条 前条第1項に規定する自動車の所有者で駐車場を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けるとともに、許可証を受領し、使用自動車に保管しなければならない。

2 市長は、駐車場の管理に必要があると認めるときは、条件を付して使用を許可することができる。

(契約の締結)

第7条 駐車場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市と駐車場の使用に係る賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(使用料)

第8条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、月額とし、別表第2区画の種別の欄に掲げる区画の区分に応じ、それぞれ同表使用料（月額）の欄に定める額とする。

2 使用料の納期その他の使用料の徴収に関する事項は、市長が別に定める。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるとときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用許可の取消し及び契約の解除)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、契約を解除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第6条第3項に規定する条件に違反したとき。

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、公用上又は駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、前条の規定により契約を締結したときは、別表に定める使用料に100分の110を乗じて得た額を市に納付するものとする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、当該額を四捨五入するものとする。

2 使用料は、6月分を前納するものとする。引き続き駐車場を使用しようとする場合もまた同様とする。

3 市長は、特に必要があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用許可の取消し及び契約の解除)

第9条 市長は、公用又は管理上必要が生じた場合のほか、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、契約を解除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 第6条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(4) (略)

2 前項の措置によって使用者が損害を受けても、市は、一切の責めを負わない。

3 使用許可の取消し又は契約の解除の場合における既納の使用料については、当該取消し又は解除をした月の翌月分以降の使用料を返還するものとし、日割計算による返還はしないものとする。

(禁止行為)

第10条 駐車場の使用に当たり、使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 危険物を持ち込み、又は危険物を積載している自動車を駐車する行為
- (2) 他の使用者の駐車場の使用を妨げる行為
- (3) 駐車場、自動車その他の物件を損傷し、又はそのおそれのある行為
- (4) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の物を駐車場内に捨てる行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼし、又はそのおそれのある行為

(損害賠償等)

第11条 使用者は、駐車場の施設又は備品等を損傷したときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

2 (略)

3 駐車場内における自動車の損傷、盗難、事故等については、市は、一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

(損害賠償等)

第10条 使用者は、駐車場の施設又は備品等を破損したときは、市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

2 (略)

3 駐車場内における自動車の破損、盗難、事故等については、市は、一切の責めを負わない。

(委任)

第11条 この条例で定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第8条関係)

中間市営自動車駐車場使用料

名称	位置
中間市営大根土駐車場	中間市中央四丁目4425番地245外
中間市営昭和町駐車場	中間市長津一丁目7065番地9

種別	使用料 (月額)	摘要
小型自動車駐車場	3,000 円	長さ4.7メートル、幅1.7メートルを超える貨物自動車、特殊自動車及び二輪自動車を除く。
軽自動車駐車場	2,500 円	二輪自動車を除く。

別表第2（第5条、第8条関係）

区画の種別	自動車の種別	自動車の大きさ	使用料 (月額)
普通自動車・小型自動車駐車区画	普通自動車 小型自動車 軽自動車	全長5.5メートル以下 全幅2.0メートル以下	3,300 円
軽自動車駐車区画	軽自動車	全長3.4メートル以下 全幅1.48メートル	2,750 円

		ル以下	
--	--	-----	--

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下この表において「省令」という。）別表第1に掲げる普通自動車をいう。
- 2 この表において「小型自動車」とは、省令別表第1に掲げる小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）をいう。
- 3 この表において「軽自動車」とは、省令別表第1に掲げる軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）をいう。